

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和 年 月 日現在〉

1. 当事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の事業所番号及びサービス提供地域

事業者名	社会福祉法人香寿会「さらの杜」指定居宅介護支援事業所
所在地	茨城県取手市下高井2148
事業所番号	0871700134
サービス提供地域	取手市、守谷市、つくばみらい市（旧伊奈町区域）

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

	員数	職務内容
管理者	1名	従業員の管理、業務管理、職務の総括的任務
介護支援専門員	2名	サービス計画の作成、介護認定訪問調査、情報提供、相談業務及び申請代行等を行う。
事務職員	1名	事業所の必要な事務を行う。

(3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分
土・日・祭日	休日ですが相談業務は行っております。

* 緊急電話 0297-70-2711

(4) 居宅介護支援の申込みから提供までの流れと内容

- ① ケアマネジメント利用受付
- ② 事前訪問の説明

事前訪問により、利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、解決すべき課題の実態を把握します。また、サービスメニュー及びサービス費用を説明します。

③ 情報収集

利用者の要介護度、ADL、認知症の程度及び生活サイクル、生活環境等の実態を確認します。また、利用者本人の保健福祉サービスに対する希望及び家族のサービスに対する希望をお伺いします。

④ サービス計画の策定

目標設定・援助方針を設定し、サービス計画の原案作成を行います。

⑤ 説明と同意

提供できる保健福祉サービス及び費用（施設入所時の費用、保険給付分・自己負担分）を説明し、同意をしていただきます。

⑥ サービス利用契約

サービス利用契約のコーディネートを行い、サービス利用開始日を調整します。

⑦ サービス開始（提供）

それぞれの提供者からサービス提供を受けます。生活歴・在宅での生活・役割に配慮した援助を心掛け、利用者の要介護度等に応じた介護サービスを導入します。また、サービス導入後のフォロー（効率的・効果的なサービスの提供等）を行います。

⑧ 再アセスメント

利用者のADL、サービスの満足度、目標の達成度・援助方針の評価を行います。

⑨ サービス提供の見直し

利用者、家族の意向やサービス提供継続意思を確認し、サービス提供の見直しを行います。

2. 利用料金 【契約書別紙】のとおり

3. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申込み下さい。当事業所の職員がお伺いします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客さまのご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出があればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともにこの地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

○ お客さまが介護保険施設に入所等した場合

○ 介護保険給付でサービスを受けていたお客さまの要介護認定区分が、介護保険の非該当又は要支援と認定された場合

○ お客さまが亡くなられた場合または被保険者資格を喪失されたとき

④ その他

お客さまやご家族の方などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

4. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 被保険者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行います。
- ② 被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行います。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認し、その支援を行います。
- ③ 被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス或いは施設等の多様なサービスとの連携を得ながら総合的かつ効果的に介護計画を提供するよう配慮します。
- ④ 区市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平、中立、さらに被保険者に対しては正しい調査を行うものとし、その知識を有するよう日頃より研鑽を怠たらないよう努めます。
- ⑤ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供されるサービスの種類等を特定の事業者によって提供されるものがないよう公平かつ中立に行います。

イ、前6ヶ月間（前期：3月1日から8月末日、後期：9月1日から2月末日）において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与における各サービスの利用割合、及び各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合は、別紙の通りです。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① 区市町村が行う介護保険訪問調査の委託に協力し、これを受託します。
- ② サービス計画の作成に当たっては、次により行います。

イ、サービス計画の担当指定

介護支援専門員にサービス計画の作成に関する業務を担当させます。

ロ、利用者への情報提供

サービス計画の作成に当たっては、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができるようにします。

ハ、利用者の実態把握

サービス計画の作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこに置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、そして利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援していくとともに、解決すべき課題の実態を把握します。

二、サービス計画の原案作成

利用者、家族の指定された場所におけるサービスの希望並びに利用者についての把握された課題に基づき、その当該地区において提供される介護給付等の対象体制を勘案しながら、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだサービス計画の原案を作成します。

ホ、専門者連携会議の意見聴取

サービス専門者連絡会議を招集、開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について専門担当と照合等により連携して専門的な視点から意見を求め合うものとします。

へ、利用者、家族に対し、サービスの種類、内容及び利用料等について説明をし、それを文書によって同意していただくこととなります。

ト、介護サービス相談場所

利用者からの相談を適切、的確に受けるため、介護支援相談室において相談業務を行います。

- ③ サービス計画を作成した後においても、1ヶ月毎に訪問し状況把握に努め利用者家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行います。また、利用者の課題把握については、必要に応じてサービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜供与を行います。
- ④ 介護保険施設の照合等については、次により行います。

イ、利用者の居宅におけるサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する時には、介護保険施設への照会及びその他の便宜提供を行います。

ロ、介護保険施設から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へと移行できるようサービス計画の作成等の援助を行います。

(3) サービスの利用のためのポイント

事 項	有・無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい
課題把握の方法	有	全国社会福祉士協会他
研修の実施	有	年2回の職場研修等
マニュアルの種類	有	
使用する契約書	有	都作成モデル契約書（一部改定）

- (4) 虐待の防止について
利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなど必要な措置を講じます。
- (5) ハラスメントの防止について
従業者に対するハラスメント防止のため、利用者やその家族等に対しハラスメントについての説明を行い、従業者に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。
- (6) 感染症や災害への対応について
感染症や災害に備え、従業者に対し研修会や訓練を実施し、必要なマニュアルを整備します。
- (7) 事業継続計画（BCP）の策定
感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

5. サービスに関する苦情

- (1) 当事業所のお客さま相談・苦情担当

担 当 苦情相談窓口

電 話 0297-70-2711

- (2) その他

相談・苦情窓口

取手市役所 高齢福祉課 電 話：0297-74-2141

守谷市役所 介護福祉課 電 話：0297-45-1111

つくばみらい市役所 介護福祉課 電 話：0297-58-2111

茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電 話：029-301-1579

6. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人香寿会「さらの杜」指定居宅介護支援事業所
代表者役職・氏名	理事長 中野護
所在地・電話	茨城県取手市下高井2148
本 営業所所在地	茨城県取手市下高井2148
責任者氏名	施設長 中野千恵子
定款の目的に定める事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特別養護老人ホーム「さらの杜」 (2) 特別養護老人ホーム「さらの杜」(ユニット型) (3) 軽費老人ホーム(ケアハウス)「さらの杜」 (4) ショートステイ「さらの杜」 (5) デイサービスセンター「さらの杜」 (6) ホームヘルパーステーション「さらの杜」 (7) 取手市配食サービス事業「さらの杜」 (8) 地域包括支援センター「さらの杜」

事業者名 : 社会福祉法人香寿会「さらの杜」指定居宅介護支援事業所
(事業所番号 : 0871700134)

住 所 : 茨城県取手市下高井 2 1 4 8

代表者氏名 : 施設長 中 野 千恵子 印

説明者氏名 : 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 : 印

(代理人氏名 : 印)